

# 四国クリエイト協会のCSR

## ■一般社団法人四国クリエイト協会CSR行動憲章

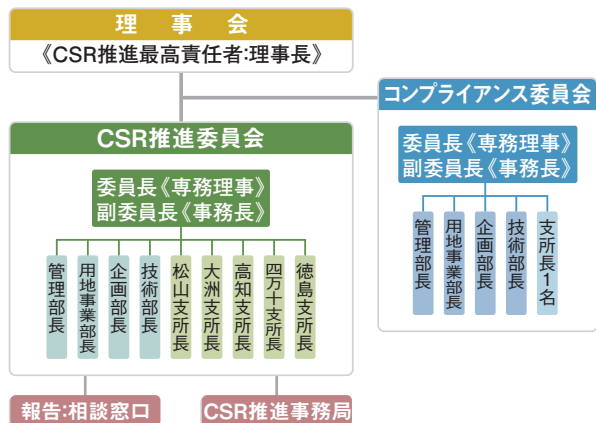
一般社団法人四国クリエイト協会は、四国の豊かな未来づくりを支える非営利法人として持続的に発展していくために「顧客、会員、取引企業、職員並びに地域住民等から見て好ましい存在」として信頼されることを目標に、この憲章に基づき行動します。

行動憲章の項目	
全てのCSR活動の中でも特に大切にしたい6つの軸	<b>Iコンプライアンスの徹底</b> 法令を遵守し、企業倫理を徹底するとともに、公正で透明性の高い事業活動を行います。
	<b>II品質管理の徹底</b> 顧客に満足いただけるよう、品質管理を徹底します。
	<b>III情報の適正な管理と適切な開示</b> 事業活動にあたり知り得た企業や個人等に関する情報は適正に管理するとともに、事業活動に関する情報は適切に開示します。
	<b>IV安全で健康的な職場環境づくり</b> 職員の基本的な人権や人格、プライバシーを尊重し、職員に関する情報は適正に管理するとともに、個人の能力が発揮できる安全で健康的な職場環境を確保します。
	<b>V公益事業活動と社会貢献</b> 社会資本整備の推進に寄与する公益事業活動を積極的に実施・支援するとともに、社会の一員として地域社会の発展のために貢献します。
	<b>VI環境保全活動の推進</b> 環境保全に対する意識を高め、事業活動において環境負荷の抑制に努めるとともに、環境保全に根ざした行動をします。
	<b>VII本憲章の徹底等</b> 役員及び管理職職員は、本憲章を率先垂範の上、当会内に徹底するとともに、取引企業にも周知します。
<b>VIII違反に対する厳正な措置</b> 本憲章に反するような事態が生じた場合は、速やかに事実調査、原因究明を行い、再発防止を図るとともに、違反行為に対しては厳正に措置します。	

## ■四国クリエイト協会の目指すCSR



## ■CSR推進体制



## ■CSR推進委員会の役割

専務理事を委員長とする推進委員会では、CSR行動憲章及び指針の役職員への周知徹底、活動の計画、活動の実施調整、活動の公表、指針の見直し、及びコンプライアンス委員会への報告に関する事項を審議することとしています。

また、各事項の状況を把握し、必要があれば改善・指導等の提言を行うなどCSR活動の実効性の確保に努めています。